

計 画 年 度

令和4年度～令和12年度

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための長崎県計画

令和4年7月

長 崎 県

## 目 次

基本方針	P. 1
第1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分	P. 3
第2 産業動物診療施設の内容及び検査機器の整備に関する目標	P. 5
第3 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保に関する目標	P. 6
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	P. 10
第5 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術向上に関する事項	P. 10
資料編	P. 12

## 基本方針

本県の獣医療は、飼育動物（家畜）の診療や保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の飼育環境の改善、公衆衛生の向上に大きく寄与してきた。しかし、近年の獣医療を取り巻く情勢には著しい変化が見られる。

産業動物の分野では、国内の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、豚熱（CSF）の継続発生に伴う畜産物の安定供給に対する危惧や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加による食品の安全性の確保に対して、県民の大きな関心が注がれるようになった。このような中、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任の急速な増大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が求められている。

また、犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物（以下、「小動物」という。）の分野における獣医療については、小動物と飼育者との精神的な結びつきが注目されていることを背景に、小動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がり、飼育者からは高度かつ多様な診療のみならず、飼育者の意向も総合的に勘案した小動物獣医療の提供が求められている。

「獣医療を提供する体制の整備を図るための長崎県計画」は、こうした現状に鑑み、「長崎県総合計画」、「ながさき農林業・農山村活性化計画」、「長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書」、「長崎県飼養衛生管理指導等計画」並びに国が策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を踏まえて、次の事項を基本に安定した獣医療の提供を図ることを目的に策定するものとする。なお、計画の達成を図るため、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

### 1 獣医療の果たす役割

獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導や家畜伝染病の発生時における家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく的確な診断と防疫対応を担うほか、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等、その他の畜産関係法令の規定においても重要な役割を担っており、食品の安全性の向上や動物の保健衛生、畜産の振興を図る上で、これらに的確に対応できる獣医師が求められている。このような中、本県における獣医療の果たす役割として以下の4つに区分する。

#### （1）産業動物診療

飼養規模の拡大及び集約化に伴い疾病の発生形態が多様化する中、産業動物診療を的確に行うことで、産業動物の健康を増進し安全・安心な畜産物の安定供給、ひいては本県の畜産振興に大きく寄与している。

#### （2）家畜衛生対策

各種疾病の発生原因究明及び予防衛生対策指導等を通じ、産業動物診療部門と連携して生産性の向上に寄与している。

また、口蹄疫（FMD）、HPAIおよびCSF等の家畜伝染病の発生防止対策及び発生時の被害を最小限に抑えるための初動防疫等重要な役割を担っている。

### (3) 公衆衛生対策

食肉衛生検査をはじめとした安全性向上と消費者の信頼に応えるための各種検査を通じ、県民が安心できる食生活づくりに寄与している。

また、人獣共通感染症や食中毒の予防対策等、県民の健康保持に大きな役割を担っている。

### (4) 小動物獣医療

近年、小動物は、人生の伴侶として家族同様の位置づけとなっている。

小動物獣医療は、動物愛護精神の啓発やペット飼育を介して県民へ心の安らぎを与えている。

## 2 公務員獣医師等の確保

本県の畜産業は、令和2年農業産出額1,491億円のうち532億円を占め、基幹的産業である一方で、産業動物診療部門の獣医師及び公務員獣医師へ就業を希望する獣医系大学の学生が少ない背景がある。このような中、本県の畜産振興、食の安全性向上と消費者の信頼性確保対策等が円滑に遂行できるよう、安定的に獣医療を提供する体制を整備するため、日頃から県内の獣医療体制を把握するとともに、特に獣医療の提供が不足すると見込まれる分野や地域において獣医師確保対策強化及び人材の有効活用を図る。

また、現在の獣医系大学の女性学生は全体の約半数を占め、今後もこの傾向が続くことが見込まれており、産業動物診療分野においても女性獣医師の増加が予測されることから、女性獣医師の勤務環境（更衣室、シャワー設備等）の整備にも配慮する。

## 3 組織的な家畜防疫体制の確立

重要な家畜伝染病の発生防止対策や発生時に初動防疫が的確に実施できるよう、家畜保健衛生所を核とし、畜産関係機関及び団体を構成員とする飼養衛生管理指導強化推進協議会による飼養衛生管理基準遵守指導体制並びに家畜伝染病発生時の動員体制の構築等、平時における防疫体制の整備を図る。

## 4 社会的ニーズが高まる高度獣医療への対応

獣医療に対する県民ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、技術や知識の研鑽に努めるとともに、高度獣医療に対応できる医療機器の整備等、最新の診断・治療・予防技術の導入に努める。

また、大学新卒等の獣医師が診療技術等の習得を図るための研修体制整備を推進する。

## 第1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本県における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分は、家畜保健衛生所の所管地域区分とする（表1）。また、各地域別の家畜飼養状況は表2のとおりである。

表1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

地域区分 (家畜保健衛生所)	市 町	(市町数)
長崎・県央 (中央)	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	(9)
島原 (県南)	島原市、雲仙市、南島原市	(3)
県北 (県北)	佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町	(5)
五島 (五島)	五島市、新上五島町	(2)
壱岐 (壱岐)	壱岐市	(1)
対馬 (対馬)	対馬市	(1)

表2 地域別の産業動物飼養状況

地域区分			乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
長崎・県央	戸数	19	206	38	16	18	
	頭羽数	606	17,633	83,774	304,854	1,102,450	
島原	戸数	100	383	39	27	26	
	頭羽数	5,094	33,019	85,163	1,270,347	1,610,988	
県北	宇久、小値賀を除く	戸数	18	654	3	6	6
		頭羽数	1,179	15,066	8,213	38,647	386,916
	宇久	戸数	0	76	0	0	0
		頭羽数	0	1,990	0	0	0
	小値賀	戸数	0	38	0	0	0
		頭羽数	0	1,248	0	0	0
五島	戸数	0	280	6	1	1	
	頭羽数	0	8,264	23,456	8,500	425	
壱岐	戸数	0	632	1	1	1	
	頭羽数	0	10,301	175	6,420	15	
対馬	戸数	0	45	0	1	0	
	頭羽数	0	547	0	4,000	0	
合計	戸数	137	2,314	87	52	52	
	頭羽数	6,879	88,068	200,781	1,632,768	3,100,794	

※長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ（令和3年4月1日現在）

## ○各地域の産業動物診療の概況

### (1) 長崎・県央地区

肉用牛が盛んな地域で、特に黒毛和種肥育については、県内で最も盛んな地域である。また、養豚については、繁殖母豚を1,000頭以上飼養する大規模農場が2農場、養鶏についても10万羽以上の大規模農場が10農場存在し、数多くの家畜・家きんが分布している。

諫早地区、長崎地区、西彼及び西海地区は開業獣医師による診療が主体であるが、診療獣医師は60代以上が主であり、豚・鶏を専門とする診療獣医師が少ない。

現在、民間診療施設が新たに開設（令和4年2月）され、県央地区のみならず、他地域への診療範囲の拡大が期待されるが、今後も後継獣医師の養成、確保が必要である。

### (2) 島原地区

県内随一の畜産地帯で、全畜種にわたり最も多く農家数・飼養頭数が分布している。

第3期計画により長崎県農業共済組合県南家畜診療所南島原出張所が整備され、開業獣医師に置き換わり地域の産業動物診療における獣医療体制が確保できている。しかし、令和12年までに個人開業獣医師5名が診療業務から退くことが想定され、豚・鶏を専門とする獣医師が少ないことから、後継の獣医師や豚・鶏を専門とする獣医師の養成、確保が必要である。

### (3) 県北地区

肉用牛繁殖経営が盛んであるとともに、宇久島や小値賀島等の肉用牛が盛んな離島が存在する地域である。養豚については大規模農場が1戸、養鶏については肉用鶏及び採卵鶏ともに1,000羽規模以上の農場が地域全域に存在している。

令和12年までに13名が退くことが想定されるとともに、離島地域は休日取得が困難等の問題から、診療獣医師の定着に苦慮している。このため、周辺地域の応援体制や遠隔診療体制等の整備を検討するとともに、広域の人材育成体制を構築し、獣医師の養成、確保が必要である。

### (4) 五島地区

肉用牛繁殖経営と養豚が盛んな離島地域であり、福江島のみならず、新上五島町や二次離島の久賀島にも、数多くの肉用牛が分布している。

開業獣医師と家畜診療所獣医師による補完的な獣医療体制が確保できているが、現状、新上五島町に勤務する獣医師は1名であることから、周辺地域の応援体制や遠隔診療体制等の整備を検討するとともに、獣医師の養成、確保が必要である。

### (5) 壱岐地区

肉用牛繁殖経営が主産業となっている離島地域で、肉用牛の飼養戸数は県内の約3割を占める。家畜診療所による獣医療体制を確保している。令和12年までに6名の獣医師が診療から退くことが想定され、今後、計画的に獣医師の養成、確保が必要である。

### (6) 対馬地区

肉用牛繁殖経営が主である離島地域で、褐毛和種と黒毛和種が飼養されている。県内で唯一、家畜保健衛生所が家畜診療業務を担っている地域である。長崎県農業共済組合対馬家畜診療所と補完的な獣医療体制を確保しているが、診療所に勤務する獣医師が1名であり、休日取得や講習会参加の機会が乏しいため、獣医師の養成、確保が必要である。また、高度獣医療の提供のために、過剰投資とならないよう計画的に診療機器や検査機器を整備する必要がある。

## 第2 産業動物診療施設の内容及び検査機器の整備に関する目標

### 1 産業動物の診療施設及び主要な診療機器の現状

#### (1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は次のとおりである。

表3 地域別の産業動物診療施設開設状況（令和4年3月現在）

地域区分	診療施設数	内訳（休止を除く）						
		県（家保等）	市町	農業協同組合	農業共済組合	個人開設施設	その他法人	
長崎・県央	14	1	0	1	1	7	4	
島原	13	2	0	0	2	9	0	
県北	宇久、小値賀を除く	14	2	0	0	3	6	3
	宇久	1	0	1	0	0	0	0
	小値賀	1	0	1	0	0	0	0
五島	6	1	1	0	1	3	0	
壱岐	3	1	1	0	0	1	0	
対馬	2	1	0	0	1	0	0	
合計	54	8	4	1	8	27	7	

#### (2) 主要な検査機器

産業動物診療施設の主要な検査機器の整備状況は次のとおりである。

表4 地域別の検査機器整備状況（令和4年3月現在、単位：台、（）内は設置箇所数）

地域区分	開設主体	血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	自動血球計算器	血液ガス測定装置	エックス線装置	超音波診断装置	
長崎・県央	県	1(1)	0	1(1)	0	0	2(1)	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	1(1)	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	1(1)	
	個人開設施設	2(2)	0	0	0	0	5(5)	
	その他法人	2(2)	0	0	1(1)	0	5(2)	
島原	県	1(1)	0	1(1)	0	0	3(1)	
	農業共済組合	1(1)	0	2(2)	0	1(1)	9(1)	
	個人開設施設	2(2)	1(1)	0	0	3(3)	5(5)	
県北	宇久、小値賀を除く	県	2(1)	0	1(1)	0	0	4(1)
		農業共済組合	3(2)	1(1)	3(2)	1(1)	1(1)	11(3)
		個人開設施設	1(1)	0	0	1(1)	0	1(1)
		その他法人	2(2)	1(1)	2(2)	4(1)	1(1)	8(3)
	宇久	市町	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)
	小値賀	市町	0	0	0	0	0	2(1)

五島	県	1(1)	0	1(1)	0	0	1(1)
	市町	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	0	4(1)
	個人開設施設	0	0	0	0	0	1(1)
壱岐	県	1(1)	0	1(1)	0	0	3(1)
	市町	1(1)	0	0	0	1(1)	13(1)
	個人開設施設	0	0	0	0	0	0
対馬	県	1(1)	0	1(1)	0	0	2(1)
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0
	個人開設施設	0	0	0	0	0	0

## 2 検査機器の整備目標

産業動物診療施設においては、各診療施設間の機能分担・業務連携の強化を行うことで、診療及び診断技術の向上を図るとともに、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団衛生管理技術及び獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制の確立が求められている。診療施設のうち個人開業施設については検査機器の整備が不十分であるため、家畜保健衛生所の検査機器を活用する体制を強化することとし、家畜保健衛生所は病性鑑定機能及び農場のサーベイランス機能強化のために必要な施設・機器等を計画的に整備し、機能の充実を図る。

## 第3 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保に関する目標

### 1 産業動物診療獣医師の確保目標

近年、畜産経営の大規模化が進む中では、家畜伝染病対策と併せて、生産性を阻害する呼吸器病や消化器病をはじめとした慢性疾病対策が大きな課題となっている。

生産性向上を図る上では、各種疾病の予防対策と早期診断・治療が重要であり、安定した獣医療を提供するためには、各地域の家畜飼養状況等の実情に応じた獣医師数の確保が必要である。

#### (1) 産業動物診療獣医師の現状

獣医師数：80名（診療所勤務獣医師47名、個人開業獣医師33名）

平均年齢：54歳（診療所勤務獣医師48歳、個人開業獣医師62歳）

表5 各地域の産業動物診療獣医師数及び獣医師一人当たりの家畜単位

地域	区分	令和4年3月末現在の家畜診療獣医師数	平均年齢	獣医師1人当たりの家畜単位※1	令和12年度までの退職見込人数※2
長崎・県央	診療所勤務	4	51	3,271	3
	個人開業	11	55		2
	全体	15	54		5
島原	診療所勤務	8	42	4,939	1
	個人開業	9	65		5
	全体	17	54		6



県北	宇久、小値賀 除く	診療所勤務	14	46	963	6
		個人開業	9	63		5
		全体	23	53		11
	宇久	診療所勤務	2	42	995	0
		個人開業	-	-		-
		全体	2	42		0
	小値賀	診療所勤務	2	64	624	2
		個人開業	-	-		-
		全体	2	64		2
五島	診療所勤務	5	46	1,631	2	
	個人開業	3	71		2	
	全体	8	55		4	
壱岐	診療所勤務	11	49	867	5	
	個人開業	1	67		1	
	全体	12	50		6	
対馬	診療所勤務	1	58	587	1	
	個人開業	-	-		-	
	全体	1	58		1	
合計	診療所勤務	47	48	2,280	20	
	個人開業	33	62		15	
	全体	80	54		35	

※1 家畜単位：牛換算（牛1頭＝豚5頭＝家きん100羽）

家畜単位は、あくまでも参考的なデータであり、地域や各診療施設によって家畜の種類や業務内容が異なるため、一概に業務量を反映するものではない。

※2 令和12年度までの退職想定人数

診療所勤務獣医師：令和5年度以降、2年毎に定年退職年齢を1歳延長想定

個人開業獣医師：75歳退職想定

## （2）産業動物診療獣医師の確保目標

今後、定年退職等で離職する人数と「長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書」の令和12年度飼養頭数等を考慮し、令和12年度の県内の目標獣医師数を**84名**とする。診療所の補充計画を除き確保しなければならない獣医師数は**16名**となる。

しかし、獣医師の年齢構成、各診療施設の業務内容、個々の診療件数等を考慮し、随時、状況に応じた確保対策に努める必要がある。

表6 産業動物診療獣医師確保目標（単位：人）

区 分		令和4年 3月末現在の 獣医師数	令和12年度 推定獣医師数 ※1	令和12年度 目標獣医師数	令和12年度までに 確保する獣医師数	
						うち増頭分 の増員※2
長崎・県央		15	12	16	4	1
島原		17	13	19	6	2
県 北	宇久、小値賀除く	23	20	24	4	1
	宇久	2	2	2	0	0
	小値賀	2	2	2	0	0
五島		8	6	8	2	0
壱岐		12	12	12	0	0
対馬		1	1	1	0	0
合計		80	68	84	16	4

※1 推定獣医師数：産業動物診療獣医師の退職見込み者数、及び診療所の補充計画に基づき試算した。

※2 増頭分の増員：現状の獣医師一人当たりの家畜単位を基に、「長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書」に掲げる牛の増頭分に対応できる獣医師数を試算した。豚・鶏は群管理であるため、頭羽数の増減による獣医師数の増減は行っていない。

### (3) 産業動物診療獣医師確保のための取り組み

- 県及び農業共済組合等は、長崎県獣医修学資金貸与条例（長崎県条例第28号）及び獣医師養成確保修学資金給付事業に基づく長崎県獣医師（養成）確保修学資金貸与事業（以下、「修学資金事業」という。）を活用して新卒獣医師確保対策に努める。
- 農業共済組合等は県と連携し、獣医系大学において就職説明会を開催するなど、産業動物診療分野への誘引を図る。
- 農業共済組合等は、国の獣医療提供体制推進総合対策事業を活用し、学生の臨床研修を積極的に受け入れ、当県の魅力を知ってもらい本県の産業動物診療分野への誘引を図る。
- 農業共済組合等は県と連携し、高校生を対象に、進学セミナー等を活用し、産業動物診療分野における獣医師の役割や魅力について情報を発信することで、将来産業動物診療獣医師を目指そうとする学生を増やす取り組みを行う。
- 今後、女性獣医師が増えていくことを想定し、女性専用更衣室やシャワー室の整備など、施設面での職場環境の改善・充実を図る必要がある。
- 職員が産休・育休を取得しやすく、また、取得後の職場復帰が円滑にできるよう、就労面での職場環境の整備を図る必要がある。

## 2 公務員獣医師の確保目標

国内のHPAI、CSF及びFMD等の家畜伝染病発生に対する危機管理体制の強化及び畜産物の安定供給、薬剤耐性菌対策や食品の安全性確保等、公務員獣医師の果たすべき職務が複雑化・多様化していることを踏まえ、毎年度、継続的に確保対策に努める必要がある。

### (1) 公務員獣医師の現状

令和4年4月現在、県及び中核都市には**140名**の獣医師が勤務している。獣医師の確保が困難であるため、再任用又は会計年度任用等の人材の有効活用に努めている。しかしながら、令和12年度までに**46名**の退職が想定されるため、獣医師確保の取り組みや人材の有効活用に努める必要がある。

表7 公務員獣医師数 (単位：人)

	令和4年4月現在	令和12年度までの 退職見込人数
農林部	57	23
環境部・県民生活部	61	20
<b>県計</b>	<b>118</b>	<b>43</b>
長崎市	4	1
佐世保市※	18	2
<b>合計</b>	<b>140</b>	<b>46</b>

※宇久家畜診療所獣医師2名、西海国立公園九十九島動植物園獣医師1名を除く。

### (2) 課題

- ・欠員及び定年退職者数分の人員を早急に補充する必要がある。
- ・入庁後数年での早期離職がある。
- ・県職員については、現職員の年代別人数において40～50代が66名に対し、20代～30代が27名（うち20代：5名）と年齢分布に偏りがある。

### (3) 公務員獣医師確保のための取り組み

今後、令和12年度までに県職員獣医師の退職は**43名**が見込まれることから、以下の獣医師確保の取り組みを積極的に行うとともに、効率的な人材の利用を図る。また、長崎市、佐世保市においても計画的な補充に努める。

- 中高生に対し、進学セミナー等を活用し、将来、公務員獣医師を志望する長崎県内出身の学生が増加するよう働きかけを行う。
- 修学資金事業を活用し、新卒獣医師確保対策に努める。
- 獣医系大学において、引き続き就職説明会等を実施し、また臨床実習等のインターンシップを毎年度、継続的に受入れ、公務員分野の理解と誘引を図る。
- SNSやHP等の活用により公務員獣医師の業務内容を周知し、公務員獣医師を志望する学生の誘引並びに入庁前後の業務内容の認識の差を無くすよう努める。
- 今後、女性獣医師が増えていくことを想定し、女性専用シャワー室の整備など、施設面での職場環境の改善・充実を図る必要がある。

- 職員が産休・育休を取得しやすく、また、取得後の職場復帰が円滑にできるよう、就労面での職場環境の整備を図る必要がある。
- 獣医師免許を保有する退職者及び離職者に対して、情報収集及び勧誘を行い、公務員獣医師の定数確保を図る。

#### 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

##### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域防疫の核として、県組織はもとより、市町、畜産関係団体等が連携し、平時における防疫体制の強化を図るとともに、発生に備えた組織的な防疫体制の確立に努める。

- (1) 飼養衛生管理指導等指針に則した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等飼養衛生管理指導強化推進協議会と連携し遵守指導に取り組む。

- (2) 平時における防疫体制の整備

家畜防疫員の確保について、公務員獣医師については、すべて家畜防疫員に任命することとし、公務員獣医師を計画的に確保するほか、平時から退職者等の潜在的人材を活用し、家畜防疫員の確保に努める。

##### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、家畜保健衛生所、農業共済組合等の家畜診療施設及び診療機器等においては、当該施設間の連携・協力のもと、診療獣医師によるこれらの施設・機器の積極的かつ効率的な利用を推進する。

##### 3 診療効率の低い地域に対する診療の提供

離島等の遠隔地診療においては、今後、獣医療の提供が困難となる地域が生じることが危惧される。農業共済組合や県獣医師会等の獣医療関係機関と意見の調整を行い、近隣の診療施設による当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。

それでもなお、十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図り、家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療の提供に努めるほか、遠隔地等における診療の効率化を図るため、情報通信機器等を用いた診療を提供する体制の整備を支援する。

#### 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術向上に関する事項

##### 1 高度研修

- (1) 産業動物分野

個体診療だけではなく農場経営や飼養衛生管理、農場 HACCP、畜産 GAP に対する実践的な技術を提供する管理獣医師の育成が求められており、高度な専門的技術の習得を図るため、県獣医師会や農業共済組合等の開催する技術研修、講習会、学会等への参加促進を図る。

特に予防衛生や経営コンサルタント等に精通した養豚獣医師を育成するため、必要な研修を受講できる体制づくりを行う。

- (2) 公務員分野

県は、国や関係団体並びに民間製薬会社の研究機関等において開催される研修会・講習会に積極的に獣医師職員の参加を促し、資質向上を図る。また、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を行うほか、技術向上のための研修として職員

自らが立案した研修を支援し充実させる。

### (3) 小動物分野

県や県獣医師会等は、専門性の高い獣医療技術の習得を目的として実施される技術研修会や獣医師会が主催する学会、講習会、小動物部会等への参加を推進する。

## 2 生涯研修等

診療獣医師が獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくために、県や県獣医師会等は、学会、研修会、講習会への参加や関連する教材等の利用促進を図る。また、研修施設への移動が困難な離島地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。

さらに、県や県獣医師会等は、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加促進を図り、復職、再就職が円滑になされるよう支援する。

資料編

○令和 12 年度の産業動物飼養計画（見込み）頭数

別表 1 地域別の産業動物飼養頭数（単位：頭数、羽数）

地域	乳用牛		肉用牛		豚		
	R3	R12	R3	R12	R3	R12	
長崎・県央	606	705	17,633	19,101	83,774	81,750	
島原	5,094	5,924	33,019	35,768	85,163	83,110	
県北	宇久・小値賀除く	1,179	1,371	15,066	16,320	8,213	7,950
	宇久	0	0	1,990	2,156	0	0
	小値賀	0	0	1,248	1,352	0	0
五島	0	0	8,264	8,952	23,456	22,850	
壱岐	0	0	10,301	11,159	175	0	
対馬	0	0	547	593	0	0	
合計	6,879	8,000	88,068	95,400	200,781	195,660	

地域	採卵鶏		肉用鶏		
	R3	R12	R3	R12	
長崎・県央	304,854	245,000	1,102,450	1,166,000	
島原	1,270,347	1,021,000	1,610,988	1,704,000	
県北	宇久・小値賀除く	38,647	31,000	386,916	409,000
	宇久	0	0	0	0
	小値賀	0	0	0	0
五島	8,500	8,000	425	3,000	
壱岐	6,420	5,000	15	100	
対馬	4,000	3,000	0	0	
合計	1,632,768	1,313,000	3,100,794	3,282,100	

※1：牛及び豚については、「長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書」及び「長崎県養豚振興計画」に基づく県計画頭数を各地区の飼養頭数分布状況により算出した。

※2：鶏については、過去 20 年間（平成 14 年～令和 3 年）の飼養羽数状況から令和 12 年度の見込み羽数を算出した。なお、五島地区については、地域計画羽数に基づく。

○産業動物診療獣医師目標人数の算出根拠

$$\text{目標人数} = \text{R12年度の獣医師見込人数} + \text{増頭計画に応じた増員}$$

$$(A - B) \qquad C$$

A 令和12年度の退職見込み人数

別表2 産業動物診療獣医師退職見込人数の推移（単位：人）

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
長崎・県央		1	1	0	0	2	0	0	1	0	5
島原		5	0	0	0	0	0	0	1	0	6
県北	宇久・小値賀 除く	4	0	2	1	1	0	1	0	2	11
	宇久	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小値賀	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
五島		3	0	0	0	0	0	0	1	0	4
壱岐		4	0	0	0	1	0	0	1	0	6
対馬		0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計		19	1	3	1	4	0	1	4	2	35

B 現状での補充計画

別表3 各地域の補充計画（単位：人）

地域		補充数	備考
長崎・県央		2	長崎県農業共済組合（大村東彼地区家畜診療所）
島原		2	長崎県農業共済組合（県南地区家畜診療所、県南地区家畜診療所南島原出張所）
県北	宇久・小値賀 除く	8	長崎県農業共済組合（佐世保地区家畜診療所、平戸地区家畜診療所、平戸地区家畜診療所大島駐在所）、松浦地区家畜診療所
	宇久	0	
	小値賀	2	小値賀町立家畜診療所
五島		2	長崎県農業共済組合（五島地区家畜診療所）
壱岐		6	壱岐市家畜診療所
対馬		1	長崎県農業共済組合（対馬地区家畜診療所）
合計		23	

C 増頭計画に応じた増員

別表4 増頭計画に応じた必要獣医師数

地 域	牛の増加頭数 (①)	現状の獣医師1人 当たりの県平均 家畜単位 (②)	増頭に対する必要獣医師数 (①/②)
長崎・県央	1,567	2,280	1
島原	3,579		2
県北(宇久・小値賀を除く)	1,446		1
県北(宇久)	166		0
県北(小値賀)	104		0
五島	688		0
壱岐	858		0
対馬	46		0
県計	8,453		4

○公務員獣医師等の退職見込み人数

別表5 令和12年度までの退職予定者数の推移(単位:人)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
農林部	13	0	3	0	3	0	2	0	2	23
県民生活 環境部	12	0	4	0	2	0	1	0	1	20
県計	<b>25</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>43</b>
長崎市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
佐世保市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
合計	<b>26</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>46</b>

※ 令和12年度までの退職想定人数

令和5年度以降、2年毎に定年退職年齢を1歳延長想定